

改正

平成16年12月22日条例第302号

平成18年3月27日条例第29号

平成23年3月25日条例第14号

平成24年3月22日条例第6号

平成24年12月27日条例第37号

平成25年9月30日条例第24号

平成27年7月3日条例第19号

三次市営住宅設置及び管理条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 市営住宅の管理

第1節 入居（第5条—第13条）

第2節 家賃等（第14条—第20条）

第3節 入居者の保管義務等（第21条—第27条）

第4節 収入超過者等に対する措置等（第28条—第34条）

第5節 建替えに係る措置等（第35条—第39条）

第6節 退居（第40条・第41条）

第7節 法第45条第1項に基づく社会福祉法人等の使用（第42条—第48条）

第8節 法第45条第2項に基づく公営住宅の活用（みなし特定公共賃貸住宅）（第49条—第53条）

第9節 補則（第54条）

第3章 市営住宅付設駐車場（第55条—第66条）

第4章 雑則（第67条—第72条）

第5章 罰則（第73条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号。以下「改良法」という。）及び小集落地区等改良制度要綱等の廃止について（平成14年3月29日国住整第1236号国土交通事務次官通知）により廃止された小集落地区等改良事業制度要綱（昭和57年4月5日建設省住整発第26号事務次官通達。以下「旧小集落要綱」という。）に基づく市営住宅（共同施設を含む。）並びに市営住宅付設駐車場の整備及び管理に関し、法、改良法、小規模住宅地区等改良事業制度要綱（平成9年4月1日建設省住整発第46号。以下「小規模要綱」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）市営住宅 法第2条第2号に規定する住宅（以下「公営住宅」という。）及び改良法第27条第2項により国の補助を受けて整備した住宅（以下「改良住宅」という。）及び旧小集落要綱第4第1号により国の補助を受けて整備した住宅（以下「小規模改良住宅」という。）並びにこれらの附帯施設をいう。
- （2）共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「施行規則」という。）第1条に規定する施設及び改良法第2条第7項に規定する施設をいう。
- （3）市営住宅付設駐車場 市営住宅の入居者に供するため、当該市営住宅に付設して整備した駐車場及びその附帯施設をいう。
- （4）収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「施行令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。
- （5）市営住宅建替事業 法第2条第15号及び改良住宅等改善事業制度要綱（平成11年4月1日建設省住整発第25号建設省住宅局長通達）第2第1号の事業をいう。
- （6）市営住宅監理員 法第33条及び改良住宅等管理要領（昭和54年5月11日建設省住整発第6号住宅局長通達）第14の規定により市長が任命する者をいう。

（設置）

第3条 本市に市営住宅（共同施設を含む。）及び市営住宅付設駐車場を設置する。

（名称及び位置）

第4条 市営住宅（共同施設を含む。）の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

2 市営住宅付設駐車場の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。

第2章 市営住宅の管理

第1節 入居

(入居者の募集方法)

第5条 市長は、市営住宅の入居者を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、入居の申込期間の初日から起算して少なくとも1週間前に次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 三次市公告式条例（平成16年三次市条例第3号）による公示
- (2) 市の広報紙及びホームページへの掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認める方法

3 市長は、前項の公募に当たっては当該公募に係る市営住宅の所在地、戸数、規格、家賃、入居資格、申込方法及び選考方法の概略並びに入居時期その他必要な事項を示すものとする。

(公募の例外)

第6条 市長は、次に掲げる事由に係る者を公募を行わず公営住宅に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 公営住宅の借上げに係る契約の終了
- (4) 公営住宅建替事業による公営住宅の除去
- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条に規定する都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項若しくは第5項に規定する土地区画整理事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に規定する市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除去
- (6) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除去
- (7) 現に公営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市長が入居者を募集しようとしている公営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。
- (8) 公営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

(入居者の資格)

第7条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければな

らない。ただし、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第40条に規定する被災者等にあつては、第2号及び第4号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) その者の収入がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者又は同居者が障害者、戦傷病者等であつて規則で定める者である場合 施行令第6条第1項に規定する金額以下で市長が定める金額

イ アに掲げる場合以外の場合 施行令第6条第2項に規定する金額以下で市長が定める金額

(2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(3) 居住地において、課税又は賦課された当該市町村の税及びその他の料金を完納している者であること。ただし、当該市町村の税及びその他の料金が課税又は賦課されていない者は、この限りでない。

(4) その者又は同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件を具備すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者にあつては、それぞれ当該各号に掲げる条件を具備することを要しない。

(1) 削除

(2) 法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において本市が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 前項第1号から第3号までに掲げる条件

(3) 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者で、当該明渡しに伴い他の公営住宅に入居の申込みをしたものにあつては、前項第1号から第3号までに掲げる条件

(4) 公営住宅建替事業により除去すべき公営住宅の除去前の最終入居者（当該事業に係る建替計画について法第37条第1項の規定による国土交通大臣の承認があつた日における入居者で、当該事業の施行に伴い当該公営住宅の明渡しをするものに限る。）で、30日を下回らない範囲内で当該入居者ごとに市長が定める期間内に当該事業により新たに整備される公営住宅への入

居を希望する旨を申し出たものにあつては、前項第1号から第3号までに掲げる条件

- 3 改良住宅に入居することができる者は、改良法第18条に規定する資格を有する者でなければならない。ただし、改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合においては、改良住宅を公営住宅とみなして、同条第1項及び第2項（第2号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第1項第1号アに掲げる場合にあつては、住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号。以下「改良令」という。）第12条後段に規定する法第23条第1号イに掲げる場合に係る読替え後の金額、同条第1項第1号イに掲げる場合にあつては、改良令第12条後段に規定する法第23条第1号ロに掲げる場合に係る読替え後の金額と読み替えるものとする。
- 4 小規模改良住宅に入居することができる者は、小規模要綱第9条第1項各号に規定する資格を有する者でなければならない。ただし、小規模改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合においては、小規模改良住宅を公営住宅とみなして、同条第1項及び第2項（第2号を除く。）の規定を準用する。

（入居の申込み及び決定）

第8条 前条に規定する入居資格のある者で、市営住宅に入居しようとするものは、市長の定めるところにより、所定の入居申込書その他市長が定める書類を提出し、入居の申込みをしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。
- 3 市長は、借上げに係る公営住宅について入居者を決定したときは、当該入居者に対し当該公営住宅の借上期間の満了時に当該公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

（入居者の選考）

第9条 市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合においては、施行令第7条各号のいずれかに該当する者のうちから抽選その他市長が定める方法により選考する。

- 2 市長は、前項に該当する入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合においては、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。
- 3 前項の場合において住宅困窮順位の定め難いものについては、公開抽選により入居者を決定する。

4 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、老人世帯、炭鉱離職者、引揚者、生活環境の改善を図るべき地域に居住するもの、心身障害者世帯又は多子世帯で市長が定める要件を備えているもの及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに住宅に入居することを必要としているものについては、第2項及び前項の規定にかかわらず、市長が割当てをした公営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(入居補欠者)

第10条 市長は、前条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 市長は、入居決定者が市営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。

(住宅入居の手続)

第11条 入居決定者は、決定のあった日から起算して10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 独立の生計を営み、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人2人の連署する所定の使用請書を提出すること。
- (2) 第19条の規定による敷金を納付すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める書類を提出すること。

2 入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。

3 市長は、特別な事情があると認められる者に対しては、第1項第1号の規定による使用請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

4 市長は、入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、入居の決定を取り消すことができる。

5 市長は、入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに入居可能日を通知しなければならない。

6 入居決定者は、前項により通知された入居可能日から起算して15日以内に入居しなければならない。

(同居の承認)

第12条 入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするとき

は、市長が定めるところにより、その承認を得なければならない。

(入居の承継)

第13条 入居者が死亡し、又は退居した場合において、その死亡時又は退居時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、市長が定めるところにより、承認を得なければならない。

2 前項に規定する場合を除くほか、入居者は、当該入居者と同居している者へ当該入居者に係る名義を変更しようとするときは、市長が定めるところにより、その承認を得なければならない。

第2節 家賃等

(収入の申告等)

第14条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。

2 前項に規定する収入の申告は、施行規則第8条に規定する方法によるものとする。

3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、その額を当該入居者に通知するものとする。

4 入居者は、前項の認定に対し、市長が定めるところにより、意見を申し出ることができる。

5 市長は、前項の規定による意見の申出があったときは、その内容を審査し、相当な理由があると認めるときは、第3項の収入の額を更正するものとする。

6 入居者は、定年退職する等の事由により、第3項の規定による認定（前項の規定による更正及び次項の規定による再認定を含む。）の基礎となった収入の状況に著しい変動が生じた場合は、市長が定めるところにより、第3項の収入の額（前項の規定により更正された場合にあつてはその更正後の額、次項の規定により再認定された場合にあつてはその再認定後の額とする。以下「収入認定額」という。）の再認定を申し出ることができる。

7 市長は、前項の規定による再認定の申出があった場合は、その内容を審査し、相当な理由があると認めるときは、収入認定額を再認定するものとする。

(家賃の決定)

第15条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、収入認定額に基づき、近傍同種の住宅の家賃（公営住宅にあつては施行令第3条に規定する算出方法により毎年度算出した額を、公営住宅以外の市営住宅にあつては同条に規定する算出方法に準じて市長が定める方法により毎年度算出した額をいう。以下同じ。）以下で、施行令第2条に規定する方法（公営住宅以外の市営住宅にあつては、同条に規定する方法に準じて市長が定める方法）により算出した額とする。ただし、入居者から収入の申告がない場合において、第54条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、当該

入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の毎月の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

2 前項の規定にかかわらず、改良住宅及び小規模改良住宅の毎月の家賃は、家賃限度額（公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の法（以下「旧法」という。）第2条第4号の第二種公営住宅に係る旧法第12条第1項及び公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第248号）による改正前の施行令（以下「旧施行令」という。）第4条に規定する算出方法の例により算出した額をいう。）を超えないものとする。

3 施行令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が定めるものとする。

4 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、施行令第3条に規定する方法により算出した額とする。

（家賃の減免及び徴収猶予）

第16条 市長は、次に掲げる特別な事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、市長が定めるところにより、当該家賃の減免又は徴収猶予をすることができる。

（1）入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。

（2）入居者又は同居者が病気にかかったとき。

（3）入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

（4）前3号に掲げるもののほか、市長において前3号に準ずる特別な事情があると認めたとき。

（家賃の徴収）

第17条 市長は、入居者から第11条第5項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日（第31条第1項又は第35条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日、第41条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日）までの間、家賃を徴収する。

2 入居者は、毎月末日（12月にあつては25日。また、月の途中で明け渡した場合（12月に明け渡した場合も含む。）は明け渡した日）までに、その月分の家賃を納付しなければならない。ただし、その期限が三次市の休日を定める条例（平成16年三次市条例第2号）第1条第1項各号に規定する市の休日に該当するときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなす。

3 入居者が新たに市営住宅に入居した場合又は市営住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。

4 入居者が第40条第1項に規定する手続を経ないで無断で市営住宅を立ち退いた場合は、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しのあった日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(督促及び延滞金の徴収)

第18条 市長は、前条第2項の納期限までに家賃を納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 市長は、入居者が、納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から起算して納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収することができる。この場合において、その計算の基礎となる納付すべき金額に1,000円未満の端数があるとき、又は納付すべき金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 市長は、入居者が納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、前項の延滞金額を減額し、又は免除することができる。

(敷金)

第19条 市長は、入居予定者及び第13条第1項又は第2項に規定する承認を受けた者から3月分の家賃（入居予定者にあつてはその入居の際の家賃を、当該承認を受けた者にあつてはその承認の際の家賃をいう。）に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することができる。

2 市長は、第16条各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は執行猶予を必要と認める者に対して、市長が定めるところにより、当該敷金の減免又は執行猶予をすることができる。

3 第1項の規定により徴収した敷金（以下「敷金」という。）は、入居者が当該市営住宅を明け渡し、立ち退き、若しくは第13条第2項の規定により承認を受けた場合又は同条第1項の同居していた者が同項の規定により承認を受けた場合は還付する。ただし、未納の家賃その他の債務の不履行が存在するときは、敷金のうちからこれに相当する額を控除した額を還付する。

4 敷金には、利子を付けない。

(敷金の運用)

第20条 市長は、敷金を国債、地方債又は社債の取得、預金又は土地の取得費に充てる等安全確実な方法で運用しなければならない。

2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等入居者の共同の利便のために使用するものとする。

第3節 入居者の保管義務等

(修繕費用の負担)

第21条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用（畳の表替え、障子、ふすま等の張り替え、破損したガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、スイッチその他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、市の負担とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、借上げに係る公営住宅の修繕に要する費用に関しては、別に定めるものとする。

3 入居者の責めに帰すべき事由によって第1項の規定により市の負担とされる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第22条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(2) し尿、ごみ、燃えがら及び不要物の処理に要する費用

(3) 共同施設又はエレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持及び運営に要する費用

(4) 前条第1項に規定するもの以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長の指定する費用

2 市長は、前項各号に掲げる費用のうち入居者の共通の利益を図るため必要と認められるものを共益費として入居者から徴収する。

3 第17条の規定は、共益費の徴収及び納付について準用する。

4 市長は、特にやむを得ないと認めるときは、第1項各号の費用の全部又は一部を入居者に負担させないことができる。

(入居者の保管義務)

第23条 入居者は、市営住宅又は共同施設の使用について、必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者は、自己の責めに帰すべき事由によって、市営住宅又は共同施設を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

3 入居者は、市営住宅又は共同施設に破損その他の事故が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに直接市営住宅監理員に報告しなければならない。

(迷惑行為の禁止)

第24条 入居者及び同居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(転貸等の禁止)

第25条 入居者は、当該市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(承認事項)

第26条 入居者は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

- (1) 市営住宅の一部を住宅以外の用途と併用すること。
- (2) 市営住宅を模様替えし、又は増築すること。
- (3) 市営住宅の敷地内に工作物を設置すること。

2 市長は、前項第2号及び第3号については、原状回復又は撤去が容易である場合においてのみ同項ただし書の承認を行うことができる。ただし、承認を行うに当たり、入居者が当該市営住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

3 第1項ただし書の承認を得ずに同項各号のいずれかに掲げる行為をしたときは、入居者は、直ちに自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(届出事項)

第27条 入居者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長が定めるところにより、その旨を届け出なければならない。

- (1) 入居者及び同居者全員が当該市営住宅を引き続き15日以上使用しないとき。
- (2) 入居者又は同居者について、出生、死亡又は転居等による異動が生じたとき。
- (3) 入居者又は同居者が氏名を変更したとき。

第4節 収入超過者等に対する措置等

(収入超過者等に関する認定)

第28条 市長は、毎年度、次に掲げる市営住宅の入居者が当該市営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、当該入居者に係る収入認定額が次に掲げる市営住宅の種別に応じて、それぞれ当該各号に掲げる金額を超えるときは、市長が定めるところにより、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知するものとする。

- (1) 公営住宅 第7条第1項第1号ア又はイに掲げる場合に応じて、それぞれ同号ア又はイに掲げる金額

(2) 改良住宅及び小規模改良住宅 第7条第1項第1号アに掲げる場合にあっては、改良令第12条後段に規定する法第23条第1号イに掲げる場合に係る読替え後の金額、第7条第1項第1号イに掲げる場合にあっては、改良令第12条後段に規定する法第23条第1号ロに掲げる場合に係る読替え後の金額

2 市長は、公営住宅の入居者が当該公営住宅に引き続き5年以上入居している場合において、当該入居者に係る収入認定額が最近2年間引き続き施行令第9条に規定する金額を超えるときは、市長が定めるところにより、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知するものとする。

3 前2項の規定による通知を受けた者は、前2項の認定に対し、市長が定めるところにより、意見を申し出ることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、相当な理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(明渡し努力義務)

第29条 収入超過者は、市営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

第30条 第28条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が当該期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、近傍同種の住宅の家賃以下で、施行令第8条第2項に規定する方法(公営住宅以外の市営住宅にあっては、同項に規定する方法に準じて市長が定める方法)によらなければならない。

3 第16条(第1号を除く。)、第17条及び第18条の規定は、第1項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する明渡し請求)

第31条 市長は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該市営住宅の明渡しを請求するものとする。

2 前項の期限は、同項の規定による請求の日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日としなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、その申出により、明渡しの期限を延長することができる。

- (1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。
- (2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の事由により、収入が著しく減少することが予想される時。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長において、前3号に準ずる特別の事情があると認めるとき。

(高額所得者に対する家賃等)

第32条 第28条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第15条第1項及び第30条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が当該期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの期間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合においては、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、市長が定める額の金銭を徴収することができる。

3 第16条（第1号を除く。）の規定は第1項の家賃及び前項の金銭について、第17条及び第18条の規定は第1項の家賃についてそれぞれ準用する。

(住宅のあっせん等)

第33条 市長は、収入超過者に対して、当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認められる場合においては、他の適当な住宅のあっせん等を行うものとする。この場合において、当該収入超過者が公共賃貸住宅等公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

(入居期間の通算)

第34条 市長が第7条第2項第3号の規定による申込みをした者を他の市営住宅に入居させた場合における第28条から前条までの規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の市営住宅に入居している期間に通算する。

2 市長が第7条第2項第4号の規定による申出をした者を市営住宅建替事業により新たに整備された市営住宅に入居させた場合における第28条から前条までの規定の適用については、その者が当該市営住宅建替事業により除去すべき公営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整

備された公営住宅に入居している期間に通算する。

第5節 建替えに係る措置等

(公営住宅建替事業による明渡し請求等)

第35条 市長は、公営事業建替事業の施行に伴い必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定により、除去しようとする公営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求することができる。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して3月を経過した日以後の日としなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該公営住宅を明け渡さなければならない。

4 前項の規定は、第32条第2項の規定を準用する。この場合において、第32条第2項中「前条第1項」とあるのは「第35条第3項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。

(新たに整備される市営住宅への入居)

第36条 市営住宅建替事業の施行により除去すべき公営住宅の除去前の最終の入居者が、法第40条第1項の規定により、当該建替事業により新たに設置される市営住宅に入居を希望するときは、市長の定めるところにより、入居の申出をしなければならない。

(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第37条 市長は、第7条第2項第4号に掲げる者を公営住宅建替事業により新たに整備される公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、施行令第11条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途廃止による他の公営住宅への入居の際の家賃の特例)

第38条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途廃止による公営住宅の除去に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、施行令第11条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(準用規定)

第39条 法第39条から第43条まで並びに第35条及び第37条の規定は公営住宅以外の市営住宅に係る市営住宅建替事業について、前条の規定は公営住宅以外の市営住宅に係る用途廃止についてそれぞれ準用する。

第6節 退居

(住宅の検査)

第40条 入居者は、当該市営住宅を明け渡そうとする場合は、5日前までに市長に届け出て、市営住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、第26条第1項ただし書の承認を得て同項各号のいずれかに掲げる行為をしたときは、住宅監理員又は市長の指定する者が指定する日までに、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡し)

第41条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 入居者が不正の行為により入居したとき。
- (2) 入居者が家賃を3月分以上滞納したとき。
- (3) 入居者が正当な事由によらないで15日以上市営住宅に居住しないとき。
- (4) 入居者が市営住宅又は共同施設を故意に損傷したとき。
- (5) 入居者が正当な事由によらないで、第68条第1項の規定に基づく市営住宅の立入検査を拒んだとき。
- (6) 入居者が第12条、第13条及び第23条から第26条までの規定に違反したとき。
- (7) 市長が市営住宅の管理上必要があると認めたとき。
- (8) 入居者が暴力団員であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む。）。
- (9) 公営住宅の借上げの期間が満了するとき。

2 前項の規定により明渡しの請求を受けた入居者は、直ちに当該市営住宅を明け渡さなければならない。この場合においては、入居者は、損害賠償その他の請求をすることができない。

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、第11条第5項により通知された入居可能日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5パーセントの割合による支払期後の利息を加算した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で市長が定

める金銭を徴収することができる。

- 4 市長は、第1項第2号から第8号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で市長が定める金銭を徴収することができる。
- 5 市長は、公営住宅が第1項第9号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。
- 6 市長は、公営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該公営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法（平成3年法律第90号）第34条第1項の通知をすることができる。

第7節 法第45条第1項に基づく社会福祉法人等の使用

（社会福祉法人等に対する公営住宅の使用許可）

第42条 市長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が公営住宅を使用して同令第1条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、公営住宅の使用を許可することができる。

- 2 市長は、前項の許可に条件を付すことができる。

（使用手続）

第43条 社会福祉法人等は、前条の規定により公営住宅を使用しようとするときは、市長の定めるところにより、所定の申込書その他市長の定める書類を提出し、市長の許可を申請しなければならない。

- 2 市長は、社会福祉法人等から前項の申請があった場合には、当該申請に対する処分を決定し、市長が定めるところにより、当該社会福祉法人等に対して、その旨を通知するものとする。
- 3 社会福祉法人等は、前項の規定により、公営住宅の使用を許可する旨の通知を受けたときは、市長の定める日までに公営住宅の使用を開始しなければならない。

（使用料の決定）

第44条 社会福祉法人等の第42条に規定する使用に係る当該公営住宅の毎月の使用料は、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める。

- 2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において、公営住宅を現に使用する者から徴収することとな

る家賃相当額の合計は、前項に規定する市長が定める使用料の額を超えてはならない。

(報告の請求)

第45条 市長は、公営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、当該公営住宅を使用している社会福祉法人等に対して、当該公営住宅の使用状況を報告させることができる。

(申請内容の変更)

第46条 公営住宅を使用している社会福祉法人等は、第43条第1項の規定による申請の内容に変更が生じた場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(使用許可の取消し)

第47条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、公営住宅の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

(準用規定)

第48条 社会福祉法人等による公営住宅の使用に当たっては、第17条から第26条まで、第27条第1号、第35条及び第40条の規定を準用する。この場合において規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第17条中「第11条第5項」とあるのは「第43条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第31条第1項又は第35条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、「第41条第1項」とあるのは「第47条」と読み替えるものとする。

第8節 法第45条第2項に基づく公営住宅の活用（みなし特定公共賃貸住宅）

(使用許可)

第49条 市長は、その区域内に特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第3条第4号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により、公営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅をこれらの者に使用させることができる。

(特定優良賃貸住宅制度に基づく管理)

第50条 市長は、公営住宅を前条の規定に基づいて使用させる場合にあっては、当該公営住宅を特

定優良賃貸住宅法第18条第2項の国土交通省令で定める基準に従って管理する。

(入居者資格)

第51条 第49条の規定により、公営住宅を使用することができる者は、第7条の規定にかかわらず、次の条件を具備する者でなければならない。

(1) 所得が中位にある者で、その所得が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号。以下「特定優良賃貸住宅法施行規則」という。)第6条に定める基準に該当するもの

(2) 特定優良賃貸住宅法施行規則第7条各号に定める者

(家賃の決定)

第52条 第49条の規定による使用に供される公営住宅の毎月の家賃は、第15条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、当該公営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める。

2 前項の入居者の収入については、第14条の規定を準用する。この場合において、同条3項中「第1項」とあるのは「第52条第1項」と読み替えるものとする。

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃については、第15条第4項の規定を準用する。この場合において、「第1項」とあるのは「第52条第1項」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第53条 第49条の規定による公営住宅の使用については、第50条から前条までに定めるもののほか、第5条、第6条、第7条第2項第4号、第8条から第13条まで、第16条から第26条まで、第27条第1号、第35条から第38条まで、第40条、第41条及び第54条の規定を準用する。この場合において、第8条第1項中「前条」とあるのは「第51条」と、第17条第1項中「第31条第1項又は第35条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、第54条第1項中「第15条第1項、第30条第1項若しくは第32条第1項の規定による家賃の決定、第16条(第30条第3項又は第32条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第31条第1項の規定による明渡し請求、第33条の規定によるあっせん等又は第7条第2項第4号の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第52条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

第9節 補則

(収入状況の報告の請求等)

第54条 市長は、第15条第1項、第30条第1項若しくは第32条第1項の規定による家賃の決定、第

16条（第30条第3項又は第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予，第19条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予，第31条第1項の規定による明渡しの請求，第33条の規定によるあっせん等又は第7条第2項第4号の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは，入居者の収入の状況について，当該入居者若しくはその雇主，その取引先その他の関係人に報告を求め，又は官公署に必要な書類を閲覧させ，若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 市長は，前項に規定する権限を，当該職員を指定して行わせることができる。

3 市長又は当該職員は，前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし，又は窃用してはならない。

第3章 市営住宅付設駐車場

（付設駐車場の管理）

第55条 市営住宅の共同施設として整備された市営住宅付設駐車場（以下この章において「付設駐車場」という。）の管理は，この章に定めるところにより，行わなければならない。

（使用申込者の資格）

第56条 付設駐車場を使用申込みする者は，次に掲げる条件を具備する者でなくてはならない。

（1）付設駐車場が附設されている市営住宅の入居者及びその同居者，第44条第2項に規定する公営住宅を現に使用する者又は第49条により公営住宅の使用に許可を受けた者及びその同居者であること。

（2）自動車の保有者（所有者その他自動車を使用する権利を有する者で，自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。）又はその予定者で付設駐車場の使用を必要としているものとして市長が認める者であること。

（3）市町村税，市営住宅の家賃及び付設駐車場の使用料（以下「付設駐車場使用料」という。）を滞納していないこと。

（4）第41条第1項の規定により明渡しの請求を受けていないこと。

（5）前各号に掲げるもののほか，市長の必要と認める条件

（使用申込み及び使用許可）

第57条 前条に規定する使用申込者の資格のある者で，付設駐車場の使用を希望するものは，市長が定めるところにより，所定の申込書その他市長が定める書類を提出し，付設駐車場の使用の申込みをしなければならない。

2 市長は，前項の規定により使用の申込みをした者を付設駐車場の使用者として決定し，その旨

を当該使用者として決定した者（以下「使用決定者」という。）に対し通知するものとする。

（使用者の決定）

第58条 市長は、前条第1項の規定による申込みをした者の数が使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合においては、市長の定めるところにより、公正な方法で選考して、当該付設駐車場の使用者を決定しなければならない。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合で、市長が付設駐車場の使用が必要であると認めるときは、市長は、特定の者に当該付設駐車場を使用させることができる。

2 市長は、心身障害者世帯に属する者その他速やかに付設駐車場を使用させる必要があると認められる者については、優先的な選考を行うよう配慮するものとする。

3 市長は、使用申込者に係る前条の申込書その他提出書類の記載事項に相違がないことを確認して使用者を決定する。

（使用の手続）

第59条 第57条第2項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して10日以内に次に掲げる手続をしなければならないものとする。

（1） 市長が定める所定の書類を提出すること。

（2） 第62条に定める保証金を納付すること。

2 使用決定者がやむを得ない事情により前項に規定する手続を同項に規定する期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。

3 市長は、付設駐車場の使用決定者が第1項又は前項に規定する期間内に第1項に規定する手続をしないときは、付設駐車場の使用の決定を取り消すことができる。

4 市長は、付設駐車場の使用決定者が第1項又は第2項に規定する手続をしたときは、当該使用決定者に対して、速やかに付設駐車場の使用開始日を通知しなければならない。

5 付設駐車場の使用決定者は、前項の規定により通知された使用開始日から起算して15日以内に付設駐車場の使用を開始しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（付設駐車場使用料の決定）

第60条 付設駐車場使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、市長が定めるものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合において、必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(付設駐車場使用料の変更)

第61条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、付設駐車場使用料を変更し、又は前条の規定にかかわらず、付設駐車場使用料を別に定めることができる。

- (1) 物価の変動に伴い付設駐車場使用料を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 他の付設駐車場使用料又は近傍同種の駐車場の付設駐車場使用料との均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 付設駐車場に改良を施したとき。

(保証金)

第62条 市長は、付設駐車場の使用決定者から、3月分の付設駐車場使用料に相当する金額の範囲内において、保証金を徴収することができる。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず特別な事情がある場合において、必要があると認めるときは、保証金の減免又は徴収の猶予をすることができる。
- 3 第19条第3項及び第4項並びに第20条の規定は、第1項に規定する保証金について準用する。この場合において、「敷金」とあるのは「保証金」と読み替え、第19条第3項中「第1項」とあるのは「第62条第1項」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「住宅」とあるのは「付設駐車場」と、「家賃」とあるのは「付設駐車場使用料」と読み替えるものとする。

(禁止行為)

第63条 使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 付設駐車場の区画を第三者に転貸し、又はその使用权を他の者に譲渡すること。
- (2) 付設駐車場の区画を自動車の駐車以外の用途に供すること。
- (3) 付設駐車場内に引火性若しくは発火性のある物品又は他の者の駐車の支障となる物品を持ち込むこと。
- (4) 付設駐車場の区画の原状を変更し、又はこれに工作物を設置すること。

(使用許可の取消し)

第64条 市長は、第3条において設置した付設駐車場の全部又は一部を市営住宅の用に供する必要が生じたときは、その使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

- 2 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合において、付設駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。
 - (1) 不正の行為により使用許可を受けたとき。
 - (2) 付設駐車場使用料を3月分以上滞納したとき。

- (3) 付設駐車場又はその附帯する設備を故意に損傷したとき。
- (4) 正当な理由によらないで15日以上付設駐車場を使用しないとき。
- (5) 第56条に規定する使用申込者の資格を失ったとき。
- (6) 前条に規定する禁止行為を行ったとき。

3 前2項の規定については、第41条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条中「市営住宅」又は「公営住宅」とあるのは「付設駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、「家賃」とあるのは「付設駐車場使用料」と、同条第2項中「前項」とあるのは「前2項」と、同条第3項中「第1項第1号」とあるのは「第64条第2項第1号」と、同条第4項中「第1項第2号から第7号」とあるのは「第64条第2項第2号から第6号」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第65条 付設駐車場の使用については、第55条から前条までに定めるもののほか、第17条、第18条、第25条、第26条本文、第27条第1号及び第40条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「付設駐車場使用料」と、「入居者」又は「入居者及び同居者全員」とあるのは「使用者」と、「入居」とあるのは「使用」と、「市営住宅」とあるのは「付設駐車場」と読み替えるものとする。

(自動車保管場所の使用の承認)

第66条 市営住宅の入居者及びその同居者、第44条第2項に規定する公営住宅を現に使用する者又は第49条により公営住宅の使用に許可を受けた者及びその同居者は、これらの者が入居し、又は使用する市営住宅の敷地の一部を自動車の保管場所として使用しようとするときは、市長が定めるところにより、その承認を得なければならない。

第4章 雑則

(市営住宅監理員)

第67条 市営住宅監理員（以下「監理員」という。）は、市長が市職員のうちから必要な範囲において任命する。

- 2 監理員は、市営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を与える。ただし、代表権は有しない。
- 3 前2項に規定するもののほか、監理員に関し必要な事項は、市長が定める。

(立入検査)

第68条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、監理員又は市長の指定した者に随時市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の規定により検査に当たる者は、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(敷地の目的外使用)

第69条 市長は、市営住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、市長の定めるところによりその使用を許可することができる。

(市営住宅審議会)

第70条 市長の諮問に応じ、市営住宅の管理に関する重要事項を調査審議させるため、三次市営住宅審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織その他審議会に関して必要な事項は、市長が定める。

第71条 削除

(委任)

第72条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第5章 罰則

(罰則)

第73条 詐欺その他不正の行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の三次市営住宅条例（平成9年三次市条例第23号）、君田村営住宅設置及び管理条例（平成9年君田村条例第17号）、布野村営住宅設置及び管理条例（平成9年布野村条例第3号）、作木村営住宅設置及び管理条例（平成9年作木村条例第22号）、吉舎町営住宅設置及び管理条例（平成9年吉舎町条例第17号）、三良坂町営住宅管理条例（平成9年三良坂町条例第31号）、町営住宅管理条例（平成9年三和町条例第22号）又は甲奴町営住宅管理条例（平成9年甲奴町条例第4号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規

定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

(合併に伴う市営住宅の家賃の特例)

4 施行日において現に市営住宅に入居している者の平成16年度から平成18年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る第15条又は第16条の規定による家賃の額が合併前の条例の規定による家賃の額を超える場合にあっては第15条又は第16条の規定による家賃の額から合併前の条例の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、合併前の条例の規定による家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る第30条又は第32条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額が合併前の条例の規定による家賃の額に合併前の条例の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあっては第30条又は第32条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額から合併前の条例の規定による家賃の額及び合併前の条例の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、合併前の条例の規定による家賃の額及び合併前の条例の規定による割増賃料の額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成16年度	0.25
平成17年度	0.50
平成18年度	0.75

(延滞金の特例)

5 当分の間、第18条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

6 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金

額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(共益費を徴収する施設)

7 第22条第2項に規定する共益費を徴収する市営住宅の名称は、別に規則で定める。

附 則 (平成16年条例第302号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年条例第14号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月22日条例第6号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年6月1日から施行する。ただし、次号に掲げる規定は、同号に定める日から施行する。

(1) 附則第3項から第7項までの規定 平成24年4月1日

附 則 (平成24年12月27日条例第37号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成25年9月30日条例第24号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第12条の規定、第14条の規定及び第21条の規定 公布の日

(2)～(4) 略

附 則 (平成27年7月3日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

名称	位置
----	----

寺戸住宅	三次市三次町
家中住宅	三次市三次町
南畑敷住宅	三次市南畑敷町
下原住宅	三次市十日市西二丁目
三反田住宅	三次市江田川之内町
寺戸第2住宅	三次市三次町
みよし住宅	三次市三次町
願万寺住宅	三次市三次町
京蘭地住宅	三次市十日市西六丁目
落岩住宅	三次市粟屋町
京蘭地第2住宅	三次市十日市西六丁目
荒瀬住宅	三次市粟屋町
京蘭地第3住宅	三次市十日市西六丁目
落岩第2住宅	三次市粟屋町
みよし第2住宅	三次市三次町
京蘭地第4住宅	三次市十日市中一丁目
中ノ村住宅	三次市粟屋町
京蘭地第5住宅	三次市十日市西六丁目
畠敷住宅	三次市畠敷町
中塚ハイム	三次市君田町
大伴住宅	三次市布野町
伊賀和志住宅	三次市作木町
天楽住宅	三次市作木町
港住宅	三次市作木町
七日市第1号住宅	三次市吉舎町
七日市第2号住宅	三次市吉舎町
古市住宅	三次市吉舎町
四日市第1号住宅	三次市吉舎町
四日市第2号住宅	三次市吉舎町

安田住宅	三次市吉舎町
海田原住宅	三次市吉舎町
西田住宅	三次市吉舎町
西田 2 号住宅	三次市吉舎町
三本木住宅	三次市三良坂町
塩野浦住宅	三次市三良坂町
大仙住宅	三次市三良坂町
みどりヶ丘住宅	三次市三良坂町
日南住宅	三次市三良坂町
敷名住宅	三次市三和町
敷名第 2 住宅	三次市三和町
下板木住宅	三次市三和町
あさひヶ丘住宅	三次市三和町
明神住宅	三次市甲奴町
伏越住宅	三次市甲奴町
祇園住宅	三次市甲奴町
大歳住宅	三次市甲奴町
宇賀住宅	三次市甲奴町
兼石住宅	三次市甲奴町
時兼住宅	三次市甲奴町
井神住宅	三次市甲奴町
大谷住宅	三次市甲奴町
甲奴駅前団地	三次市甲奴町

別表第 2（第 4 条関係）

寺戸住宅付設駐車場	三次市三次町
中ノ村住宅付設駐車場	三次市粟屋町
下原住宅付設駐車場	三次市十日市西二丁目
西田 2 号住宅付設駐車場	三次市吉舎町

西田住宅付設駐車場	三次市吉舎町
安田住宅付設駐車場	三次市吉舎町